

公 告

公募型プロポーザル方式により鳥取県立厚生病院院内保育所運營業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年7月29日

鳥取県立厚生病院長 齊藤 博昭

1 業務の内容

(1) 業務名

鳥取県立厚生病院院内保育所運營業務

(2) 業務内容

鳥取県立厚生病院職員の子である乳幼児を対象とした保育所運營業務全般

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

なお、契約の日から令和9年3月31日までを準備期間とする。

(4) 業務場所

鳥取県倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院

(5) 予算額

205,695千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年8月5日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより3の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに3の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 令和8年7月29日（水）から令和8年9月7日（月）までの間いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 令和8年7月29日（水）から令和8年9月7日（月）までの間いずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和8年7月29日（水）現在で過去3年間に於いて25人以上の定員の保育所業務（認可・認可外は問わない）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 県税及び法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 手続等

- (1) 公募型プロポーザルに関する問い合わせ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当
電話 0858-22-8181（内線3424）
ファクシミリ 0858-22-1350
電子メール kouseibyoin@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

- (3) 鳥取県立厚生病院院内保育所運営業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、令和8年7月29日（水）から令和8年9月7日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和8年7月29日（水）から令和8年9月7日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 参加表明書及び企画提案書の提出

ア 提出期間及び時間

令和8年9月7日（月）午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同

条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより(1)の場所に送付すること。この場合において、(4)のアに規定する提出期限を過ぎて到着したものは受理せず、無効とする。

(5) 質問の受付及び回答

ア 提出期限

令和8年8月24日(月)午後5時まで

イ 提出方法

この公告による参加表明書又は企画提案書の提出に当たって質問がある場合には、実施要領に基づき、質問書を作成し、電子メールにより提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和8年8月31日(月)までにホームページに掲載する。

(6) プレゼンテーションの実施予定

ア 方法及び日時等

プレゼンテーションは、対面方式(評価委員にあっては、オンライン方式(Cisco Webex Meetings)による出席も可)により実施することとし、日時等については対象者に別途連絡する。

イ プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションは15分間とし、プレゼンテーション終了後、評価委員からの質問時間を20分程度設ける。

ウ その他

(ア) 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

(イ) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は無効とする。

(ウ) 提案者のうち評価委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

4 評価方法及び選定方法

(1) 企画提案書の評価は、鳥取県立厚生病院院内保育所運營業務評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、参加要領に示す評価基準に基づいて行い、最も高得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県立厚生病院長が選定する。

なお、同点となり最優秀提案候補者が2名存在する場合は、評価委員の合議によって最優秀提案者を決定する。また、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

(2) 各提出物等の提出が遅れた場合、又は評価に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は評価対象外とする。

5 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

6 契約担当部署

鳥取県立厚生病院事務局総務課

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として履行期間における契約予定金額の総額（以下「契約予定総額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規定（平成 7 年鳥取県病院局管理規定第 12 号）第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 112 条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

（1）企画提案書の無効

2 の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とする。

（2）審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

（3）企画提案書の取扱い

提出された企画提案書は返却しないものとする。

（4）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（5）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書にかかる著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書にかかる著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書にかかる著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（6）情報公開の取扱い

提案者は、提案書が鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

（7）契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、本件が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を本県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア） 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ） 暴力団員を雇用すること。

（ウ） 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ） 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ） 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ） 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

（８） その他詳細は、鳥取県立厚生病院院内保育所運営業務プロポーザル実施要領による。